

開催地名	東京都東村山市
開催日時	令和5年10月5日（木） 15：00 ～ 16：00
開催場所	東村山市市民センター
語り部	茨島 隆 （青森県八戸市）
参加者	東村山市職員 37名
開催経緯	当市は、多摩直下の地震が発生した場合、市内ほぼ全域で震度6強の揺れとなることが予測されている。そのため、発災時には市民が主体となって避難所を運営していくために、避難所要員（※1）を選任し市内小中学校で避難所運営連絡会（※2）を開催し、市民と市職員が協働して避難所の運営について検討を進めている避難所要員については平時の活動などから災害発生時のイメージが一定定着しているが、その他の職員についてはこれらを学ぶ機会が少ないため、災害発生時の行動について認識を醸成できる機会が必要であった。 ※1 災害発生時に第一陣として避難所に参集する市職員 ※2 指定避難所となる市内小中学校毎に設置される、地域住民・学校職員・市職員3者による会議体
内容	（1）はじめに 八戸市で平成21年度から平成25年度までの5年間防災対策グループリーダーをしていた。東日本大震災の時は、災害対策本部運営の事務局メンバーとなり、多くの業務をこなさなくてはならなかった。当時は、本部の隣に特別室を設置し、本部の支援をしていた。市長が2日間帰らず、泊まり込みで業務を行っていて、私たち職員もお風呂にも入れず帰れない、そんな2日間だった。結論を先に話すと、自然災害で、ご自身とご家族は絶対に被災者にならないで欲しい。災害を正しく恐れて、どうしたら助かるのかを体得して欲しい。特に、津波災害の場合は、あれこれ、悩んでいる時間はない。財産は守れないと覚悟する必要がある。 （2）東日本大震災の被害状況 国内の最大震度は、宮城県栗原市の震度7であったが、八戸市では震度5強を観測した。津波の高さは、八戸市は検潮所が津波で破壊され記録が4.6mまでしかなかったのだが、後日、気象庁の痕跡調査により6.2mであったことがわかっている。国内の最大の高さは、宮城県女川の笠貝島（かざがいじま）で43.3mだった。令和4年度と令和5年度の総務省消防庁が公表した被害状況を見てみると、通常だと行方不明者が減って死亡者が増えるのだが、特に変わっていない。死亡者が6人増えているがこのうち5名が関連死である。また、今年度になってから遺体の一部のミトコンドリアDNA鑑定

で、身元が特定されたと報道されていたが、それはここには反映されていない。死者の92%が津波による死者である。また救助・救出のプロである消防団員も被災している。消防団員の被災は、被災3県（岩手・宮城・福島）で、死者・行方不明者254名だ。また、常備消防の職員も岩手県、宮城県の2県で、死者・行方不明者27名の被害が発生した。

（3）八戸市の被害状況

沿岸部の港湾施設や企業、水産業が大きな被害を受けた。八戸漁港の館鼻地区には12隻の漁船が打ち上げられ、新井田川には2隻の漁船が津波で流され、1kmほど上流で座礁した。漁港に打ち上げられた最大の漁船は、184トンの中型イカ釣り漁船であった。津波の高さについては、八戸港湾・空港整備事務所の4.6mの記録は、この数値を記録した直後に検潮所が被災し、正確な数値がわかっていない。後日、気象庁の痕跡調査での公式発表によると、最大値気象庁は6.2mだが、八戸市の津波の最大の高さは、八戸工業大学の調査により、白浜海岸で10mであったことがわかっている。八戸市での人的被害や被害額は死者1名・行方不明者1名であった。また八戸と経済的につながりの強い岩手県内で死亡した八戸市民4名、行方不明1名、計7名の八戸市民が犠牲となっている。被害総額は1,213億円、住家の全壊は254棟、半壊以上が約280世帯であった。ごみの量が大量で、前年の倍の15.8万トンであった。

（4）避難所の運営状況

市が開設した避難所は、最大69か所、避難者は9,257名であった。また避難所運営に従事した職員は延べ1,933名で、一日の最大従事者数は、3月12日で日勤が111名、夜勤が138名であった。避難所担当の職員だけでなく職員総出で従事した。本来は3交代を組みたかったが難しく、2交代で業務を行った。全国の避難所に目を向けると、最後まで開設されていた避難所は、埼玉県加須市の旧騎西高校に設置されていた避難所で、福島県双葉町からの避難者4世帯5名が2013年12月27日に退去し、閉鎖されている。発災から、1,023日後、約2年9か月後のことだ。被災者への毛布の配布を取ってみても、市内は停電中で車両での配布は容易ではなく、平常時と比べると、相当に時間を要し、「毛布が足りない」、「届かない」といった問い合わせが、本部に多数寄せられた。最低限防寒対策や食料品については、自分自身で準備する必要がある、行政は自ら準備するように日ごろから促すことが重要だ。被災された岩手の方が避難所の本部に今後の相談に来てくれた。その方は、岩手の避難所では1人1日1個のおにぎりしかもらえず、それが1週間続き、命の危機を感じて、八戸の避難所に逃げてきたと言っていた。今回の最大の教訓は「自治体が機能を失うことがある」ということだ。続いてライフライン、電力供給についてだ。停電後、復旧までに、43時間を要している。4月6日に復旧とあ

るが、津波被害が大きかった建物では、契約の解除をして停電の解消に努めたと聞いており、実際は復旧までにもっと時間を要したことが推測される。2018年(平成30年)9月6日、午前3時7分、MJ5.6、震度7)に発生した北海道胆振東部地震の際の北海道全域の停電、通称ブラックアウトでも、道内に安定的に電力を供給できるようになるまでに、45時間を要したという。まだ9月であったから大事態は防げたが、時期が時期であったら、北海道の寒さは危険であっただろう。最低限の停電対策は、必要である。その他のライフラインについても同様に、都市ガスも影響があり、水道も一部地域では地震の影響で水が濁ってしまい、断水というところもあった。電話回線にも影響は及んだ、固定電話は、市内への通話の発信制限は無かったものの、長時間の停電により市内5か所の電話交換機のバッテリーが切れ、3月12日から3月14日まで通話が出来ない地域及び時間帯が発生した。被災地方面への市外通話は固定電話でも発信が制限された。固定、携帯ともに繋がりにくい状況が3日間程度続いた。特に、携帯電話は発信制限により、10回から20回に1回程度しか繋がらない状況であった。交通の部分では東北新幹線は復旧が早く、それでも4月29日に復旧した。仙台駅の被害状況が大きかったという。JR八戸線は、八戸駅と岩手県の久慈駅を運行しており、線路が津波被害を受けたこともあり、1年の復旧期間を要し、2012年3月17日に全線で運転を再開した。保健・医療の活動についてです。八戸市では避難所巡回健康相談から家庭訪問まで様々な機関が対応している。当時の担当課のスローガンは「避難所で亡くなる人を出さない」であった。市民病院の活動としては、普段から停電の対策はできており、病院の8割を自家発電で行っていた。重油で発電機を回していたが、燃料が手に入らず、秋田県の業者まで販売を依頼していた。

(5) 命を守るためには

「自助」「公助」「近助」の三つの「助」(＝三助)で災害時の被害を軽減することが重要である。「自助」は自分の命を自ら守ること、「公助」は自治体による救助・援助のこと、その2つに合わせて、重要なのが「共助(近助)」である。「近助」とはプライバシーには深入りせず、日ごろから挨拶などをして、程よい距離感で、隣人に關心を持ち、困ったときに、助け合える関係を築いておくことである。内閣府が作成した阪神大震災における救助主体についての表を見ると、公助が1.7%しかない。公助がいかに頼りないかわかるだろう。自助と公助で区分すると、自助が65%、共助が30%であり、自助と共助がいかに大切か分かる。「津波てんでんこ」という言葉は、「地震・津波の際は、家族のことさえ気にせず、避難し、一家全滅・共倒れを防げ」という津波被害を多く受けてきた三陸地方の教訓である。釜石の奇跡は、釜石市の小中学生約600名のうち、親が引き取った1名を除き、全員が助かったものである。「災害は怖い」と教える

だけではなく、どう行動したらいいかを日ごろから考え、災害を「正しく恐れること」が、今回の避難に繋がったのだろう。一方で、宮城県石巻市の大川小学校では、児童74名、教職員10名が死亡・行方不明になり、「大川小の悲劇」と言われている。校長が当時不在で、教頭が高台への避難の決断を渋り、高台の急な傾斜を這って上がるのは危険であるから、標高の下の方に逃げる避難ルートを使って避難しようとした矢先に、津波に巻き込まれてしまったと言われている。この件は遺族側が学校側（県・市）側の管理責任問題として、裁判を起し、最高裁まで争うこととなった。学校側（県・市）が上告したが、最高裁で棄却され、令和元年10月に遺族側の勝訴が確定している。県・市の賠償額は14億3600万円と言われている。東日本大震災の最大の教訓は、自治体の職員や庁舎が被災したことである。岩手県大槌町では、町長が死亡、職員136名中、32名が死亡または行方不明となり、行政機能が麻痺した例もある。庁舎が被災すると、住基のデータもなく、罹災証明が出せなくなる。

（6）事前準備と災害時の対応

避難所、避難経路の確認や、家族の安否確認方法など、事前準備が必要で、事前準備が可能だ。災害用伝言ダイヤル171とweb171は、毎月1日と15日や防災週間などに、体験利用ができるので、一度は家族で使い方を体験しておいてほしい。一度、体験しておけば、災害時にも円滑に安否確認ができて安心して仕事に携われる。また、令和3年5月20日から避難勧告が廃止され、災害発生情報が緊急安全確保に変更されている。この法改正は、令和元年の台風19号などでの課題を踏まえたものであり、住民へのわかりやすさを考慮しての変更である。どのレベルになったら自ら避難するかをきちんと判断することが必要である。また身を守るための事前準備として、

- ・家具を固定する
- ・火を消す
- ・棚、テレビ、窓から離れる
- ・出口を確保する
- ・落下物から頭部を守る

ことが重要である他、枕元にスリッパを準備しておくとかガラスや食器の破片を踏んでケガをしないことに役立つ。火を消す、出口を確保することは咄嗟の際に行うのは難しいかもしれないが頭に入れておいて欲しい。次は津波から身を守るために、

- ・徒歩で海や川から離れる
- ・より高く、より遠いところへ
- ・高く堅牢な建物のより高い階へ
- ・引き返さない、海に行かない

・避難指示の解除まで戻らない

車は乗り捨てると緊急車両などの通行や活動の支障になるため、徒歩での避難を徹底してほしい。車で逃げたいのであれば、避難指示が出るずっと前に時間的余裕を相当もって、避難するようにしてほしい。八戸市で亡くなった方、行方不明になった方は1名ずつなのだが、一度は避難したものの、家族が心配で車で家に帰ってしまった方と、同じく、一度は避難したものの自分の船が心配で海へ行き、流されてしまった方であった。命より大事なものはない。まず逃げる。そして避難指示が解除されるまでは戻らないことを徹底して欲しい。

八戸市では、市をあげて総合防災訓練や図上訓練に取り組み、災害対策本部設置訓練・災害対策本部運営訓練とレベルをあげて、災害対処能力の向上を目指している。また大津波警報時は、33か所、土砂災害時は、23か所を初動時に開設する避難所として指定しており、その避難所に派遣される市職員を年度当初に指名、校長先生や公民館の館長などの避難所の管理者と顔合せして、避難所の開設時に円滑に対処できるよう準備をしている。また新採用職員研修では、【八戸市の防災～防災に関する基礎的な知識と市の職員としての心構え】と題して防災を取り入れ、市職員としての防災に対する意識の向上に取り組んでいる。災害対策基本法の第5条で災害対応は市町村長の責務とされており、現場の対処は、職員が行うことになる。具体的には、「住民の生命、身体及び財産を保護するため、防災に関する計画を策定し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する」とされており、市長及び職員には重い責任があると言える。そのことを土台にこのような訓練、研修を行っている。災害発生時には、業務量が急激に増加し極めて膨大に災害対応は総力戦であり全庁を挙げて対応する必要がある。



開催地より

行政職員の方にご講演をいただき、実体験に基づく具体的な業務内容などをご説明いただいたことにより、市職員として持つべき意識について理解が深まったと思う。この経験を一過性にとすることなく、定期的な防災研修を実施し市職員の防災意識向上を図りたい。